

本日の審議事項について (教育・保育部会)

平成29年10月30日

▼今回の審議事項

1. 新たに認可・認定を受けて平成30年4月から事業を開始する予定の施設及び事業の利用定員について:【資料2】参照

平成29年度に応募のあった、平成30年4月から事業の開始を予定している「幼保連携型認定こども園」「保育所」「地域型保育事業」の認可及び「幼保連携型以外の認定こども園」の認定内示を行った、施設及び事業の利用定員について協議する。

- ・平成30年度の2号及び3号認定子どもの新規入園募集(平成29年12月実施予定)に向けて、平成29年度第2回、第3回及び第4回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が適当と答申された施設・事業(幼保連携型認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業)並びに幼保連携型以外の認定こども園で認定基準を満たした施設で、それぞれ内示を行った施設・事業の利用定員を新たに仮設定する。

※既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と合わせて、平成30年1月開催予定の当部会で改めて協議を行い、正式に市内全体の平成30年度の利用定員について設定を行う。

【検討項目】

- ・事業計画で設定した「量の見込み」とも勘案し、利用定員の設定が適切か。

【対応方針(案)】

- 認可・認定申請の状況を踏まえて事務局案でよいか。

▼今回の審議事項

2. 「松山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」について

平成27年3月に策定した「松山市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて協議する。

①特定教育・保育部分：【資料3】参照

・前回（平成29年度第3回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会））示した設定方法に基づき算出した、見直し後の平成30年度及び平成31年度の「量の見込み」と、施設への意向調査等を加味して、平成32年度末までに待機児童を解消（「量の見込み」 \leq 「確保内容」）できる「確保内容」を設定する。

②地域子ども・子育て支援事業（13事業）部分【資料4】参照

・①と同様に、当部会所管の13事業について、見直し後の平成30年度及び平成31年度の「量の見込み」と「確保内容」を設定する。

～参考：当部会所管13事業～

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【検討項目】

・見直し後の「量の見込み」及び「確保内容」の設定が適切か。

【対応方針(案)】

→事務局案でよいか。